

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 4 月 19 日現在

機関番号：14301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2012～2014

課題番号：24730114

研究課題名(和文) 東南アジアにおける情報公開法の制定過程に関する比較政治学的研究

研究課題名(英文) Comparative Political Research on the Enactment Process of Freedom of Information Act in Southeast Asia

研究代表者

伊賀 司 (IGA, Tsukasa)

京都大学・東南アジア研究所・研究員

研究者番号：00608185

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は東南アジアにおける情報公開法の制定過程に着目し、情報公開法制定を阻害したり促進したりする要因を明らかにすることにあった。インドネシアとマレーシアのスランゴール州を中心に実施した資料収集とフィールドワークを通じて、従来とは異なる政治的機会構造の下でNGOや社会運動の役割や、市民社会組織とのネットワークを有する政治家の存在が情報公開法の制定を進める重要な要因であったことが明らかになった。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is to find the factors which promote or hinder the enactment process of the Freedom of Information Act (FOIA). From the case studies of Indonesia and Malaysia(the Selangor State). I have found the change of political opportunity structure, activities of NGO and social movements, and politicians who have networks with civil society groups were important to the enactment of FOIA in both Indonesia and Malaysia.

研究分野：比較政治学、東南アジア地域研究

キーワード：情報公開法 情報アクセスの自由 東南アジア 社会運動 メディア 政治的機会構造 トランスナショナル・ネットワーク

## 1. 研究開始当初の背景

1990年代以降、情報公開法の制定は世界的な現象となっている。1980年代では僅か10か国余りで施行されていたにすぎなかった情報公開法は、2007年には世界で70か国を超える国々が制定している。

東南アジアではタイとインドネシアが国家レベルで情報公開法を制定し、マレーシアでは州レベル(スランゴール州、ペナン州)での情報公開法が制定されている。

しかし、東南アジアにおける情報公開法に関する研究には大きな偏りがある。従来の情報公開法をめぐる研究では、法学的なアプローチを通じての法の解釈や問題点を指摘するものや、市民への啓蒙を説くものばかり注目が集まってきた。

従来の情報公開法をめぐる研究の限界を示す一例は、1997年に情報公開法を制定し、その直後に施行したタイと、2008年に法を制定し、2010年に施行したインドネシアの事例にみることができる。両国には法の制定および施行までに10年以上の差がある。世界的な情報公開法制定の潮流の中で、なぜインドネシアはタイと比較して制定までこれほど時間がかかったのか。従来の情報公開法に関する法学的アプローチや啓蒙的アプローチではこの問いに答えることはできない。

情報公開法の制定は政治的決定であることを考えれば、ここで必要とされるのは政治学的なアプローチであり、さらにいえば、東南アジアの事例を通じた比較政治学的なアプローチが有効である。

## 2. 研究の目的

以上の研究の背景を踏まえて、本研究では比較政治学的なアプローチを通じて以下の問いに答えることを目的としている。

第一に、東南アジアの情報公開法の制定ではどのようなアクターが貢献したのか、あるいは阻害したのかという問いである。第二に、如何なる政治的環境が情報公開法の制定を促進、あるいは阻害することになったのかという問いである。

上記の2つの問いの背景には、現在東南アジアが直面している「民主化」、「グローバル化」、「情報化」という変化が大きく関連している。

「民主化」に関していえば、選挙や政党、軍部など従来比較的注目が集まってきた分野だけではなく「情報アクセスの民主化」という側面が近年その重要度を増している。

「グローバル化」については、トランスナショナルなNGOや国際機関の活動が情報公開法の制定に関与していることが指摘できる。

「情報化」については、情報技術の発展による人々の意見表出の機会が拡大したと同時に透明性の高い政治を求める声が拡大し

ている現状がある。

本研究では、こうした「民主化」、「グローバル化」、「情報化」という東南アジアが直面している変化の延長線上に情報公開法の制定がなされたと考え、これらの変化と情報公開法制定との関連性についても明らかにしていく。

本研究では情報公開法の制定過程に注目して研究を進め、法の執行については原則的に取り扱わない。

## 3. 研究の方法

研究の方法として、まず、情報公開法の制定を政治学的に分析した先行研究を通じて、(作業)仮説を設定した。設定された仮説に沿いながら、資料収集とインタビューを通じて仮説を実証していく方法を採用した。

資料収集ではインターネットを通じて手に入れられるようなものや、ジェトロ・アジア経済研究所や京都大学東南アジア研究所などの日本の専門機関で手に入れられるものもあったが、多くは各国の図書館などに直接行って入手する必要があるものが多かったために海外で直接入手した。

インタビューについてはこれまでの研究活動で友人・知人のいるインドネシア、マレーシア、タイのNGO組織やジャーナリスト団体に協力を要請した。特に、タイの東南アジア・プレス連合(SEAPA)、マレーシアの独立ジャーナリズム・センター(CIJ)、インドネシアの情報の自由研究所(ISAI)などのメディア系NGOからは情報公開法制定に関する直接の情報だけでなく、インタビューを実施する時の人脈を紹介してもらった。

こうした研究の方法を通じて得られた資料やインタビューの結果を分析し、そこから含意を抽出することで情報公開法の制定過程における比較政治学的な研究成果を提示することに進んだ。

## 4. 研究成果

初年度の文献レビューおよび現地での予備的調査の結果、東南アジア諸国の中でもインドネシアとマレーシアの事例に注目することになった。

その後の両国での調査を通じて、以下の研究成果をあげることができた。

### (1)情報の公開と機密をめぐる政治過程

インドネシアの事例では情報公開法の制定と同時に情報の機密化を進める国家機密法の制定が進んでいた。また、マレーシアでもスランゴール州やペナン州の州政府によって州レベルでの情報公開法が制定された後に連邦政府によって情報の機密化を進めるような法律の制定が検討されている。

こうした事実からは、インドネシアやマレ

ーシアでの情報公開法をめぐる政治過程は単線的な過程ではなく、透明性の観点からは逆行することもあり得る複雑な政治過程の下で進んだことがわかった。

## (2)政治的機会構造の変化

社会運動研究が指摘する政治的機会構造の変化が情報公開法の制定を大きく推進させたことが指摘できる。この点は特にマレーシアのスランゴール州の事例に該当する。

マレーシアの 2008 年総選挙で野党がスランゴール州政権を握ったことで後述するように、情報公開法を進めようと活動していた NGO は州政権の内部に同盟者を得ることができた。

## (3)情報公開法制定を求める社会運動組織の重要性

インドネシアとマレーシアともに情報公開法の制定にあたっては社会運動組織によるアドボカシー活動が重要な役割を果たした。

インドネシアでは、インドネシア環境法センター (Indonesian Centre for Environmental Law: ICEL) が主導し 38 の NGO が参加する情報自由同盟 (Koalisi Untuk Kebebasan Informasi: KMIP) が 2000 年 11 月に発足している。

マレーシアにおいては 2008 年総選挙後に結成され、情報公開法のイシューに関して独立ジャーナリズム・センター (Center for Independent Journalism: CIJ) が主導したグッドガバナンス同盟 (Coalition for Good Governance: CGG) が重要であった。

インドネシアの KMIP もマレーシアの CGG も情報公開法制定にあたって、政治家へのロビイング、セミナー開催、独自法案の提出など積極的な活動を行っている。こうした情報公開法制定を求める社会運動の背景には、Article 19 などのトランスナショナルな NGO の活動があり、トランスナショナルな組織が情報公開法に関する知識やノウハウなどを中心に現地の NGO をサポートしたことは間違いない。ただし、インドネシアとマレーシアの例ではアドボカシー活動を直接行ったのは現地の社会運動であり、トランスナショナルな組織の関与は限定的であったといえる。

## (4)政治家のリーダーシップと市民社会とのネットワーク

インドネシアの KMIP やマレーシアの CGG によるアドボカシー活動の主な対象となったのが、議員たちであった。

マレーシアのスランゴール州の場合にみられるように、情報公開法制定を積極的に推進したのはもともと市民社会組織で活動した実績もある議員たちであり、法律の重要性

を彼らが認識していた点が確認されている。

インドネシアの場合でも、KMIP は前職がジャーナリスト、活動家、法律家などの議員にターゲットを定めてアドボカシー活動を行っており、こうした「推進派」の議員と市民社会とのネットワークの存在が重要であった。

## (5)メディアの役割

インドネシアでは情報公開法の制定を求めるジャーナリストの活動が大きな役割を果たした。特に独立ジャーナリズム同盟 (Aliansi Jurnalis Independen: AJI) などのジャーナリスト団体が KMIP に参加し、アドボカシー活動の一端を担っていたことも影響している。

一方で、マレーシアの場合はジャーナリスト団体が CGG の活動に積極的に関わることはなかったものの、情報公開法の制定については英語日刊紙を中心におおむね中立的な立場からの報道がなされた。

## (6)官僚組織の抵抗

マレーシアのスランゴール州の場合、情報公開法案作りにおいて、官僚組織が州政権幹部や CGG などの意図に沿わない法案を提出する事態が発生している。

## (7)マレーシアにおける連邦制

マレーシアのスランゴール州の情報公開法をめぐる政治過程では、連邦政府を握る国民戦線 (Barisan Nasional: BN) と州政権を握る人民連盟 (Pakatan Rakyat: PR) との間で州と連邦との間での対立構造が表面化することになった。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 5 件)

Tsukasa IGA

“Politics of the Regime Change under the One-Party Dominant Rule in Japan: What Can We Learn from the Rise and the Fall of Democratic Party of Japan?”

*International Journal of East Asian Studies* (Faculty of Arts and Social Sciences, University of Malaya)

Vol. 3. No.1, 2014, pp. 17-24. 査読有

Tsukasa IGA

“Book Review: Meredith L. Weiss, Student Activism in Malaysia; Crucible, Mirror, Sideshow”

*Southeast Asian Studies*

Vol.3, No.3, 2014, pp. 695-697. 査読有

伊賀司

「書評：鈴木絢女著『＜民主政治＞の自由と秩序 - マレーシア政治体制論の再構築』」  
『東南アジア研究』51 巻 1 号、188-190 頁、  
2013 年。査読有

伊賀司

「2008 年総選挙後のマレーシアにおけるメディアと政治 ナジブ政権のメディアをめぐる言説と統制」神戸大学国際協力研究科  
『国際協力論集』第 20 巻 1 号、93 - 108 頁、  
2012 年。査読無

伊賀司

「マレーシアとシンガポールにおける政治変動 ニュー・メディアと新世代の台頭に注目して」『海外事情』第 60 巻 4 号、74 - 92 頁、  
2012 年。査読有

〔学会発表〕(計 8 件)

伊賀司

「民主化移行期の機密保護と情報公開をめぐる政治過程 マレーシアの事例から」  
日本政治学会 2014 年度大会  
2014 年 10 月 12 日、早稲田大学。

Tsukasa IGA

“Political Scandals and Social Accountability in Contemporary Malaysia: The Role of New Media and Opposition Parties in a Democratizing Society”  
The 9th International Malaysian Studies Conference  
19 August 2014, Universiti Malaysia Trengganu(Trengganu, Malaysia).

伊賀司

「現代マレーシアにおける政治的スキャンダルと社会的アカウントビリティ 民主化移行期のニューメディアと野党の役割」  
日本比較政治学会 2014 年度大会、2014 年 6 月 28 日、東京大学。

伊賀司

「マレーシア・スランゴール州における情報公開法の制定 活性化する市民社会と変わるガバナンス」  
アジア政経学会 2013 年度大会、2014 年 6 月 16 日、立教大学。

Tsukasa Iga

“Politics of the Regime Change under the One-Party Dominant Rule in Japan: What Can We Learn from the Rise and the Fall of Democratic Party of Japan?”  
International Conference on Japan Studies 2013 (organized by Malaysian Association of Japanese Studies), 31 October, 2013, Hotel Armada Petaling Jaya (Petaling Jaya,

Malaysia).

伊賀司

「ブルシ運動にみる現代マレーシアの社会運動と政治 オンライン・メディアの主流化と市民社会の変容」日本比較政治学会 2013 年度大会、2013 年 6 月 22 日、神戸大学。

伊賀司

「ブルシ運動と 2008 年総選挙以後のマレーシア 活性化する社会運動と市民社会の成長」日本比較政治学会 2013 年度大会、2013 年 6 月 22 日：神戸大学。

伊賀司

「ブルシ運動と 2008 年総選挙以後のマレーシア 活性化する社会運動と市民社会の成長」日本マレーシア学会第 21 回研究大会、2012 年 12 月 15 日、立教大学。

〔図書〕(計 6 件)

松本弘編『中東・イスラーム諸国民主化ハンドブック 2014 第 2 巻アジア編』「イスラーム地域研究」東京大学拠点  
「マレーシア」2014 年、11 - 28 頁。

松本弘編『中東・イスラーム諸国民主化ハンドブック 2014 第 2 巻アジア編』「イスラーム地域研究」東京大学拠点  
「ブルネイ・ダルサラーム国」2014 年、29 - 34 頁。

アジア経済研究所編『アジア動向年報 2014』アジア経済研究所  
「2013 年のマレーシア - 総選挙で現状維持、改革は後退ぎみ」2014 年、361-388 頁。

Sunait Chutintaranond, Ukrist Pathmanand, and Vinissa Ujjin eds.,  
Catching up Southeast Asian New Body: States, Markets and Public Spheres  
"The Political Role of the Media and the Social Movement in post-Mahathir Malaysia: Toward the End of Competitive Authoritarianism," 2014, pp. 415-434.

山本博之編『二大政党制は定着するのか』日本マレーシア学会  
「2013 年総選挙と社会運動 - ブルシはマレーシア社会の何を変えたのか」2013 年、62 - 66 頁。

片岡樹・永田貴聖編『東南アジアがわかる教科書 Vol.3』  
第 2 章マレーシア編[Lesson4. マレーシアの政治] [Lesson7. マレーシアのメディア環境]2013 年、42-43 頁、48-49 頁。

〔その他〕

【翻訳】

高橋百合子編『アカウンタビリティ改革の政治学』有斐閣  
クリスチャン・フォン・ルーベック著「継続と変化 民主化期インドネシアにおける社会的権力とアカウンタビリティ」2015年、197-228頁。

【新聞】

The Daily NNA (マレーシア版)  
日本のマレーシア化?機密保護と情報公開」  
特集「知識探訪 多民族社会の横顔を読む」)  
2013年12月24日、11頁。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

伊賀司 (IGA Tsukasa)

京都大学東南アジア研究所・機関研究員

研究者番号: 00608185